

# INFORMATION

## 情報コーナー



国や県などの情報をまとめてお知らせします。

### 2/18 不動産無料相談

と き 2月18日(木)  
午後1時～午後4時  
と ころ 北名古屋市社会福祉協議会  
本所 1階相談室  
相談内容 不動産に関する取引と悩みごと  
問 合 せ 秘密は厳守します  
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 西尾張支部  
0586・81・3344  
FAX 0586・81・3354

### 2/28 救命講習開催

西春日井広域事務組合消防本部では、「もしも」の時に役立つ応急手当の方法を皆さんに知っていただくため、AED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む救命講習会を開催します。

講習の1か月前から電話受付を開始し、定員になり次第締め切ります▼内 容 普通救命講習Ⅰ(三



### 消費者トラブル情報 健康食品のトラブル増加

今年度上半期は、健康食品に関する相談が増えました。特に、定期購入に関する相談が多く寄せられ、その中でも、一回限りのお試し購入で申し込んだつもりであ

時間) 成人を対象とした心肺蘇生法▼対象 原則として豊山町、北名古屋市、清須市に在住・在勤・在学の方▼とき 二月二十八日(日) 午前九時～正午▼ところ 西春日井広域事務組合東消防署(北名古屋市井瀬木狭場十五番地)▼参加費 無料▼その他 受講された方には、後日修了証を交付します。詳しい講習内容などについては、西春日井広域事務組合ホームページでご確認ください▼申込み・問合せ 西春日井広域事務組合消防本部消防課 22・4954

### 県消費生活モニター募集

つたのに、定期購入になっていたというようなトラブルが目立っています。申込みの際は、購入や返品の内容などを十分に確認するようにしてください。

万一困ったら、早めに県消費生活総合センターか町の消費生活相談窓口にご相談ください▼問合せ 県消費生活総合センター 052・962・0999、消費者ホットライン (局番なし) 188

県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

### 【モニターの主な仕事】

①日常生活の中で危険と思われる

商品、不当な表示などの観察・通報

②消費生活に関するアンケートへの回答(年一回程度)

③生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合)

④消費者行政に関する意見・要望の提出

⑤地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供

⑥研修会(年一回の予定)への出席(交通費は自己負担)

▼応募資格 県内にお住まいの満二十歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く)▼任期 県が依頼した日から平成二十九年三月三十一日まで▼謝礼 年額二千五百円以内(予定)▼締切り 二月十八日(木)まで(消印有効)▼応募方法 役場二階六番窓口地域振興課、各県民事務所などで配布する所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、お申し込みください。応募用紙は県ホームページにも掲載しています▼申込み・問合せ 県民生活部県民生活課 052・954・616

3 FAX 052・972・6001

### 2/19 統合失調症家族教室

清須保健所では、統合失調症の患者さんを抱えるご家族を対象にした教室を開催します。たくさんの方のご参加をお待ちしています▼とき 二月十九日(金) 午後

二時～午後四時▼ところ 清須市春日老人福祉センター二階 大集会室▼内 容 講話「家族の接し方について」▼講師 カウンセリングオフィス ひいりんぐ工房とぼす 臨床心理士 西野敏夫氏▼対象者 統合失調症の方のご家族(原則として、豊山町・清須市・北名古屋市にお住まいの方)▼定員 先着三十人▼費用 無料▼申込み 二月十二日(金)までに、電話でお申し込みください▼申込み・問合せ 清須保健所健康支援課こころの健康推進グループ 052・401・2100

### 新川流域下水道 都市計画変更説明会

県では、新川流域下水道へ稲沢市の一部区域を編入する都市計画変更をするに当たり、次のとおり説明会と計画案概要の閲覧を行います。

#### ▼説明会

▽とき 二月二十二日(月) 午後七時～▽ところ 清須市水の交流ステーション(清須市西枇杷島町芳野二丁目十一番地六)

#### ▼計画案概要の閲覧

▽とき 二月八日(月)～二月二十六日(金)(土・日曜、祝日は除く) 午前九時～午後五時▽ところ 町建設課下水道係(役場二階七番窓口)、県建設部下水道課

▼問合せ 町建設課下水道係 28・0940 県建設部下水道課 052・954・6533